

職員の懲戒処分について（平成29年12月臨時専決処理案件）

No.	No.1
処分年月日	平成29年12月12日
処分の種類	停職2月
処分の理由	生徒に対する体罰 (事件・事故の概要) 被処分者は、平成29年10月27日(金)午後4時40分頃、同人が顧問を務める運動部の指導中、同校の当該部活動用施設において、1年生の男子生徒3名に対し、それぞれの左頬を平手で1回ずつ叩き、うち1名に左外傷性鼓膜穿孔の傷害を負わせた。また、叩いた後に生徒を威嚇する発言を行った。
事件発生日 年 月 日	平成29年10月27日(金)
被処分者の 年 齢	40歳
被処分者の 性 別	男
被処分者の 所 属	県立高等学校
被処分者の職	教諭
備 考	盛岡教育事務所管内

報道発表資料
平成29年12月18日
教)教職員課

職員の懲戒処分について（平成29年12月18日教育委員会議定例会）（議案第32号関係関係）

No	1	
処分年月日	平成29年12月18日	
処分の種類	戒告	
処分の理由	安全運転義務違反 (重傷事故)	
	被処分者は、平成25年12月13日(金)午後5時25分頃、退勤のため自動車を運転し、盛岡市本町通一丁目の信号機のない丁字路交差点において、安全確認が不十分であったため、左折のため停車中の自動車に自車を衝突させ、相手方運転者に加療約60日間を要する頸椎捻挫等の傷害を、相手方同乗者に加療約7日間を要する頸椎捻挫の傷害をそれぞれ負わせた。	
事故発生年月日	平成25年12月13日(金)	
被処分者	年齢	47歳
	性別	男性
	所属	小学校
	職名	教諭
備考	盛岡教育事務所管内	

【教職員課 小中学校人事担当(内6128)】